

令和7年8月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年8月12日(火) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1番	望月 稔
農業委員	○	2番	佐野 宏一郎
〃	○	3番	田村 英俊
〃	○	4番	宮崎 和洋
〃	○	5番	谷津倉 寛
〃	○	6番	笛古 時男
〃	○	7番	望月 芳久
〃	○	8番	齋藤 勝
〃	○	9番	鈴木 一孝
〃	○	10番	新舟 進
〃	○	11番	長尾 忠
〃	○	12番	佐野 隆洋
〃	○	13番	太田 篤子
〃	○	14番	渡邊 敏行
〃	○	15番	山本 恵
〃	○	16番	齋藤 金昭
〃	○	18番	後藤 環
〃	○	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 幹 野村 昌寛
主 査 佐藤 信子
主 査 小林 靖尚

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め9番 鈴木 一孝君、11番 長尾 忠君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布しております「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第32号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第39号「取消願いの報告について」の報告までの計6件を順に議題に供します。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

最初に、議案5ページの議第32号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

岩松地区31番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与人は労力不足により耕作管理が困難とのこと。受贈人は、隣接する農地で茶園を経営しており、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。現地は原野になっていますが茶の木を植え耕作管理するとのことで問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要

件を満たすと考えます。

【会長】

岩松地区31番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区31番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士川地区32番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、会社員で農業経験がなく耕作管理できない。譲受人は、8年前に定年退職をし、キウイ等の果樹栽培をしています。本地を取得してキウイ栽培を拡大したいとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

富士川地区32番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区32番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区33番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与人は、高齢で体調不良もあり耕作管理できない。受贈人は、会社員ではありますが、所有している隣地と合わせて耕作管理していくとのことで問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

吉永地区33番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区33番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案6ページの議第33号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

富士川地区24番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人は、中古車販売の会社を経営しており、在庫車両置場として利用したいとのことです。申請地は平成15年に転用許可され資材置場として使用されていましたが、現在は放棄されている状態です。近隣の農地、土地利用についても問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、生産性の低い農地であることから第2種農地と考えます。転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

富士川地区24番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区24番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第34号の「非農地証明申請書の審議について」の審議をお願いします。

岩松地区15番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人の父が昭和52年、申請地東側に住宅を建築したが、進入路が狭かったため通路を拡幅して利用していた。現在はアスファルトで舗装されていて農地への復元は難しいと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

岩松地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区15番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、議案8ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

次に、議案4ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和7年8月12日

農業委員会会長 _____

同 委員 _____

同 委員 _____